



トピックス	TOP	MPD
S・A	19~24	19~23
論文	7・8	—

被疑者の防御権

弁護人の選任

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する(憲法37条3項)。

被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる(刑訴法30条1項)。

1 弁護人選任権者

被疑者だけでなく、被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者(内縁関係にある者を含まない)、直系の親族及び兄弟姉妹は、**独立して**弁護人を選任することができる(刑訴法30条2項)。

2 弁護人

(1) 意義

- ア 弁護人選任権者から**依頼**を受け、かつ、**選任手続を終えた者**をいう。
- イ 特別弁護人の場合を除いて、弁護人は、**弁護士**(弁護士法に定める資格を有し、かつ弁護士名簿に登録されている者)の中から選任しなければならない(刑訴法31条1項)。

(2) 選任手続

選任者と**弁護人**が連署した書面(**弁護人選任届**)を提出して行う(刑訴規則17条・18条、犯捜規133条1項)。

(3) 特別弁護人

弁護人は、原則として弁護士の資格が必要となる。ただし、**簡易裁判所**又は**地方裁判所**の公判に限り、**裁判所の許可**を受ければ、**弁護士資格のない者**、例えば両親等を弁護人として選任することができる(刑訴法31条2項)。

地方裁判所の公判の場合は、他に弁護士の中から選任された弁護人がいる場合に限られます。



(4) 私選弁護人と国選弁護人

ア 私選弁護人

被疑者又は**弁護人選任権者**が**選任**した弁護人をいう。選任者から**解任**され、あるいは**自ら辞任**したとき、その地位を失う。

イ 国選弁護人

被疑者の請求又は**裁判官の職権**により、**裁判官**が**選任**する弁護人をいう(次頁参照)。

3 被疑者の国選弁護人制度

被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない(刑訴法37条の2第1項)。

(1) 目的

被疑者が**弁護人の援助を受ける権利**を実効的に担保するとともに、弁護人の早期の争点把握を可能にし、刑事裁判の**充実・迅速化**を図ろうとすることにある。

(2) 被疑者の請求による国選弁護人の選任

ア 対象事件

被疑者に対し**勾留状が発せられている**、及び**勾留請求されている全ての事件**

イ 選任請求の要件

被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができない場合であって、次の2つが必要とされる(刑訴法37条の3第1項・2項)。

(ア) 資力申告書を提出すること

- (イ) 資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会に**私選弁護人の選任の申出**をすること

「資力」とは、その者に属する現金・預金その他の資産の合計額をいい、現在、その**基準は50万円**とされています。



(3) 職権による国選弁護人の選任

裁判官が、**職権**で国選弁護人を選任するものである。

ア 被疑者に**精神障害等**がある場合で、**必要があると認めるとき**、選任することができる(刑訴法37条の4)。

イ **死刑又は無期の懲役若しくは禁錮**に当たる特に法定刑の重い事件について、**特に必要があると認めるとき**、更に1人を**追加して付す**ことができる(刑訴法37条の5)。

(4) 国選弁護人選任の効力

被疑者が、その選任に係る事件について釈放されたときは、その釈放が**勾留の執行停止**によるときを除き、その効力を失う(刑訴法38条の2)。

(5) 国選弁護人選任の解任

新たに**私選弁護人**が選任され、国選弁護人を付する必要がなくなった場合等においては、裁判所は国選弁護人を解任することができる(刑訴法38条の3)。



被疑者が少年であっても、成人被疑者と同様、国選弁護人制度の対象に含まれます。少年事件における**観護の措置**は、捜査目的のための身体の拘束という基本的な点で勾留と共通の性格を有し、「**勾留状が発せられている場合**」に含まれると解されるからです。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 5とリンク！

業務上横領罪及び犯人蔵匿・隠避罪

貴金属販売会社のセールスマンをしている甲は、客に販売した貴金属の代金1,200万円を会社に入金せず、競馬・競艇に使い果たした。甲は情婦乙女に事情を話して、数日間乙女のマンションにかくまってもらっていたが、会社から業務上横領で訴えられ、警察からも指名手配されたため、これ以上乙女にかくまってもらうのは困難と思い、乙女に逃走資金を準備させ、甲はその金を持って逃走した。



問 甲及び乙女の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡